<対策のポイント>

事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するための放射性物質被害を受けた林産物の焼却、運搬、仮置き等の費用を支援します。

※事務手続きは 県木連等が実施

<政策目標>

森林・林業の再生を通じた被災地の復興

く事業の内容> 1. 樹皮(バーク)等の処理に向けた支援 ○ 地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮(バーク)、ほだ木等の放射性 物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管 **等の費用を立替支援**します。 <事業の流れ> 産廃処理業者等 支払 定額 定額 立替支援 求償 県木連 福島県等 玉 事業者 東電 近隣県 返還 汳澴 汳澴 賠償

